

2008(平成20年)

12. 1

広報

はむら

子どもたちが大活躍！
— 青少年健全育成の日 —



CONTENTS

■ 12月4日から10日は人権週間です	1
■ お知らせ	3
■ 子どものページ	20
■ 平成20年度市職員の給与	21
■ 健康インフォメーション	23
■ 12月のテレビはむら	23
■ 12月の相談日ほか	24

11月8日(土)に行われた青少年健全育成の日。
市内の青少年対策地区委員会の子どもたちが工夫を凝らして出店した模擬店には、多くの人が訪れました。

会場となったゆとろぎ通りには、子どもたちの笑顔や笑い声が溢れていました。

(写真：平成20年11月8日(土)撮影)

－ 思いやりの心・かけがえのない命を大切に －

12月4日から10日は人権週間です

《世界人権宣言60周年》

「人権」とは誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利であり、人類が歴史の中で築いてきた財産です。

国際連合は、昭和23年12月10日の総会で、基本的人権および自由を尊重し確保するために、世界のすべての人々とすべての国々が達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」を採択しました。これを記念して12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対し人権擁護活動を推進するための各種行事を行うよう呼びかけています。

日本では12月4日から10日までを人権週間と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともにさまざまな取組みを行っています。

問合せ 庶務課庶務文書係

●インターネットを悪用した人権侵害はやめよう

インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから他人を誹謗中傷（ひぼうちゆうしやう）する表現や差別を助長する表現が掲載されるなど、人権にかかわるさまざまな問題が発生しています。

一般に許される限度を超えて他人から人権を侵害され



た場合、被害者はプロバイダー（※）などに対し、発信者情報の開示を請求したり、人権侵害情報の削除を依頼したりすることができます。また、インターネットを悪用した人権侵害を防止するため、一般のインターネット利用者やプロバイダーなどが、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めることが必要です。

（※）プロバイダー：インターネット接続業者

●外国人の人権を尊重しよう

憲法は、誰もが生まれながらに持つ権利として、日本に在留する外国籍の方にも基本的人権を保障しています。しかし現実には、歴史的経緯による問題のほか、言語・宗教・生活習慣などの違いによる就業差別やアパートなどの入居拒否、飲食店への入店拒否などのさまざまな人権問題が発生しています。

今後、ますます国際化が進むことが予想される状況の中で、外国籍の方がもつ文化を尊重し、その多様性を受け入れることが国際社会の一員として求められています。



●高齢者を大切にすることを育てよう

現在、日本では5人に1人が高齢の方となっており、介護を必要としている高齢の方に対する介護者による身体的・心理的虐待、高齢の方の家族などが本人に無断で財産を処分してしまう経済的虐待などが大きな社会問題となっています。

このような状況の中で、「高齢社会対策大綱」が決定され、また「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定されました。

高齢の方を大切にし、高齢の方の人権について理解と認識を深めることが必要です。



育てよう 一人一人の 人権意識

人権週間にあわせて次の事業が行われます。

■ 著名人からの 「人権メッセージパネル展」 ■

各界の著名人から青少年に向けて寄せられたメッセージを展示します。

他人に対する思いやり、命の大切さを見つめ直してみませんか。

日 時 12月2日(火)～10日(水)午前8時30分～午後5時

会 場 市役所1階ロビー

※自由にご覧ください。

問合せ 庶務課庶務文書係

■ ■ 講演と映画の集い ■ ■

● 講演 私の取材ノート～「その時歴史が動いた」の現場から～

講師 松平定知さん(NHK アナウンサー)

● 映画 「ALWAYS 続・三丁目の夕日」

日 時 12月1日(月)午後1時30分～5時30分

会 場 武蔵野市民文化会館大ホール

定 員 1,354人(先着順)

費 用 無料

その他 託児室(要予約)・手話通訳・要約筆記あり

※直接会場へお越しください。

問合せ 東京都総務局人権施策推進課

☎ 03-5388-2588 FAX 03-5388-1266

■ ■ ■ 夜間人権ホットライン ■ ■ ■

弁護士による法律相談を、夜間に電話で受け付けます。

困ったり、悩んだりしていることなど、気軽に相談してください。個人の秘密は守ります。

日 時 12月5日(金)午後5時～8時

電話番号 03-5808-1915、03-5808-1916

相談時間 1人10分程度

費 用 無料

問合せ (財)東京都人権啓発センター

☎ 03-3871-0212、03-3876-5373

市では、行政・人権身の上相談、外国籍市民生活相談、女性悩みごと相談、介護相談、子育て相談、障害者生活支援相談などを行っています。

詳しくは、24ページをご覧ください。

● 子どもの人権を守ろう

子どもたちの間の陰湿でしつこい「いじめ」は、依然として全国各地で発生しています。また、親などの保護者による虐待行為により子どもの生命が奪われたり、深く傷付けられたりするなど心身や人格の形成に重大な影響が及んでいます。

このような状況の中で、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」「児童虐待の防止等に関する法律」がそれぞれ制定されました。

子どもをめぐる人権問題を解決するためには、人権尊重の理念を定着させ、豊かな人間関係の中で暮らせる社会環境を築き上げることが必要です。



● 女性の人権を守ろう

例えば、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる人々の意識は、今なお根強く残っています。このことが家庭や職場での男女差別を生む原因の一つとなっています。また、「女性に対する暴力」も重大な人権問題です。

このような状況の中で、「男女共同参画社会基本法」「ストーカー行為等の規制等に関する法律」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」がそれぞれ制定されました。

市では、男女共同参画社会の実現を目指し、「女と男、ともに織りなすフォーラムはむら」の開催や男女共同参画情報誌『ウィーブ』の発行、女性悩みごと相談の実施などの事業に取り組むとともに、平成19年4月には男女共同参画推進条例を制定しました。今後も、誰もがいきいきと自分らしく暮らしていける社会の実現に向けて取り組んでいきたいと思います。

